

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年3月2日(2006.3.2)

【公開番号】特開2000-204236(P2000-204236A)

【公開日】平成12年7月25日(2000.7.25)

【出願番号】特願平11-9355

【国際特許分類】

C 08 L	69/00	(2006.01)
B 60 R	13/02	(2006.01)
B 60 R	21/20	(2006.01)
C 08 F	291/02	(2006.01)
C 08 K	5/00	(2006.01)
C 08 L	51/04	(2006.01)
C 08 L	25/12	(2006.01)

【F I】

C 08 L	69/00	
B 60 R	13/02	Z
B 60 R	21/20	
C 08 F	291/02	
C 08 K	5/00	
C 08 L	69/00	
C 08 L	51/04	
C 08 L	25/12	

【手続補正書】

【提出日】平成18年1月17日(2006.1.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】(I)ゴム質重合体の存在下に、芳香族ビニル化合物、シアン化ビニル化合物およびこれらと共に重合可能な他のビニル系单量体の群から選ばれた少なくとも1種の单量体成分をグラフト重合して得られ、かつ、グラフト率が10~100%であり、しかも、30におけるメチルエチルケトン可溶分の固有粘度〔〕が0.2~0.8d1/gであるゴム変性熱可塑性樹脂10~45重量%。

(II)芳香族ビニル化合物、シアン化ビニル化合物および必要に応じてこれらと共に重合可能な他のビニル系单量体からなる单量体成分を共重合して得られ、かつ、芳香族ビニル化合物/シアン化ビニル化合物/他のビニル系单量体の重量比が50~90/10~20/0~30であり、しかも、30におけるメチルエチルケトン可溶分の固有粘度〔〕が0.3~0.6d1/gである熱可塑性樹脂5~30重量%。

(III)ポリカーボネート樹脂50~70重量%、ならびに

(IV)熱老化防止剤0~2重量%(ただし、(I)+(II)+(III)+(IV)=100重量%)

を主成分とし、かつ、得られる組成物全体におけるシアン化ビニル化合物含量が3~12重量%である熱可塑性樹脂組成物、を使用したエアバッグ部を有する自動車内装部品。

【請求項2】(I)ゴム変性熱可塑性樹脂中のゴム質重合体の割合が10~80重量%である請求項の1記載のエアバッグ部を有する自動車内装部品。

【請求項3】(I)ゴム変性熱可塑性樹脂に用いられる単量体成分の割合が、芳香族ビニル化合物が60~90重量%、シアノ化ビニル化合物が10~40重量%、共重合可能な他のビニル系単量体が30重量%以下(ただし、芳香族ビニル化合物+シアノ化ビニル化合物+他のビニル系単量体=100重量%)である請求項1または2記載のエアバッグ部を有する自動車内装部品。

【請求項4】(IV)熱老化防止剤が、フェノール系、リン系および硫黄系の3種混合系である請求項1記載のエアバッグ部を有する自動車内装部品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

さらに、共重合可能な他のビニル系単量体としては、(メタ)アクリル酸エステル系単量体、例えば、メチルアクリレート、エチルアクリレート、プロピルアクリレート、ブチルアクリレート、アミルアクリレート、ヘキシルアクリレート、オクチルアクリレート、2-エチルヘキシルアクリレート、シクロヘキシルアクリレート、フェニルアクリレートなどのアクリル酸エステルや、メチルメタクリレート、エチルメタクリレート、プロピルメタクリレート、ブチルメタクリレート、アミルメタクリレート、ヘキシルメタクリレート、オクチルメタクリレート、2-エチルヘキシルメタクリレート、シクロヘキシルメタクリレート、ドデシルメタクリレート、オクタデシルメタクリレート、フェニルメタクリレート、ベンジルメタクリレートなどのメタクリル酸エステル；不飽和酸無水物、例えば、無水マレイン酸、無水イタコン酸など；不飽和酸、例えば、アクリル酸、メタクリル酸など；マレイミド系単量体、例えば、N-メチルマレイミド、N-ブチルマレイミド、N-フェニルマレイミド、N-シクロヘキシルマレイミドなどの<sub>1</sub>、<sub>2</sub>-不飽和ジカルボン酸のイミド化合物などが挙げられ、好ましくはメチルメタクリレート、N-フェニルマレイミド、およびN-シクロヘキシルマレイミドである。これらの他のビニル系単量体は、1種単独で使用することも、あるいは2種以上を混合して用いることもできる。

単量体成分中における上記他のビニル系単量体の使用割合は、好ましくは30重量%以下である。